

議案第11号

木津川市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

木津川市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年木津川市条例第50号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月21日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）」及び「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）」の公布により「水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）」の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年木津川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第6号中「よる」を「基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第1項中「第19第3項」を「第19条第3項」に改め、同項第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同項第4号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校の卒業生」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料（議案第11号）

木津川市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条・第2条（略） （布設工事監督者の資格）	第1条・第2条（略） （布設工事監督者の資格）
第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）
(3) 学校教育法による短期大学（ <u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u> ）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（ <u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u> ）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4)・(5)（略）	(4)・(5)（略）
(6) 第1号又は第2号の卒業であつて、 <u>学校教育法に基づく</u> 大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科	(6) 第1号又は第2号の卒業であつて、 <u>学校教育法による</u> 大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科に

において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) (略)

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、同条第1号に

において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) (略)

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する

規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した

学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

経験を有する者

(5)・(6) (略)

2 (略)

第5条 (略)

(5)・(6) (略)

2 (略)

第5条 (略)